

### 第三者からの情報取得手続申立書（不動産）

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

令和 年 月 日

申立人

印

電話 ー ー  
FAX ー ー

(担当 )

当事者 別紙当事者目録記載のとおり  
請求債権 別紙請求債権目録記載のとおり

申立人は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力のある債務名義の正本に記載された請求債権を有しているが、債務者とその支払をせず、下記の要件に該当するので、第三者に対し債務者の不動産（別紙所在地目録記載の範囲に所在する土地等）に係る情報（民事執行法205条1項）の提供を命じるよう求める。

ただし、別紙所在地目録記載に所在する土地等に限る。

記

- 民事執行法197条1項の要件（該当する□に✓を記入してください。）
  - 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（本件申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。）において、金銭債権の完全な弁済を得ることができなかった（1号）。
  - 知っている財産に対する強制執行を実施しても、金銭債権の完全な弁済を得られない（2号）。

#### 2 民事執行法205条2項の要件

(1) 財産開示事件の事件番号

地方裁判所 平成・令和 年（財チ）第 号

(2) 財産開示期日 平成・令和 年 月 日

(添付書類)（該当する□に✓を記入してください。）

- 執行力のある債務名義の正本 通
- 同送達証明書 通
- 同確定証明書 通
- 資格証明書 通
- 住民票 通
- 通
- 通

(証拠書類) (該当する□に✓を記入してください。)

1 民事執行法197条1項1号の主張をする場合

(同号の証明資料)

- 配当表写し
- 弁済金交付計算書写し
- 不動産競売開始決定写し
- 債権差押命令写し
- 配当期日呼出状写し
- 
- 

(民事執行法205条2項の証明資料)

- 財産開示期日が実施されたことの証明書
- 財産開示期日調書写し
- 財産開示手続実施決定写し
- 
- 

2 民事執行法197条1項2号の主張をする場合

(同号の疎明資料)

- 財産調査結果報告書及び添付資料
- 
- 

(民事執行法205条2項の証明資料)

- 財産調査結果報告書添付資料のとおり
- 財産開示期日が実施されたことの証明書
- 財産開示期日調書写し
- 財産開示手続実施決定写し
- 
-